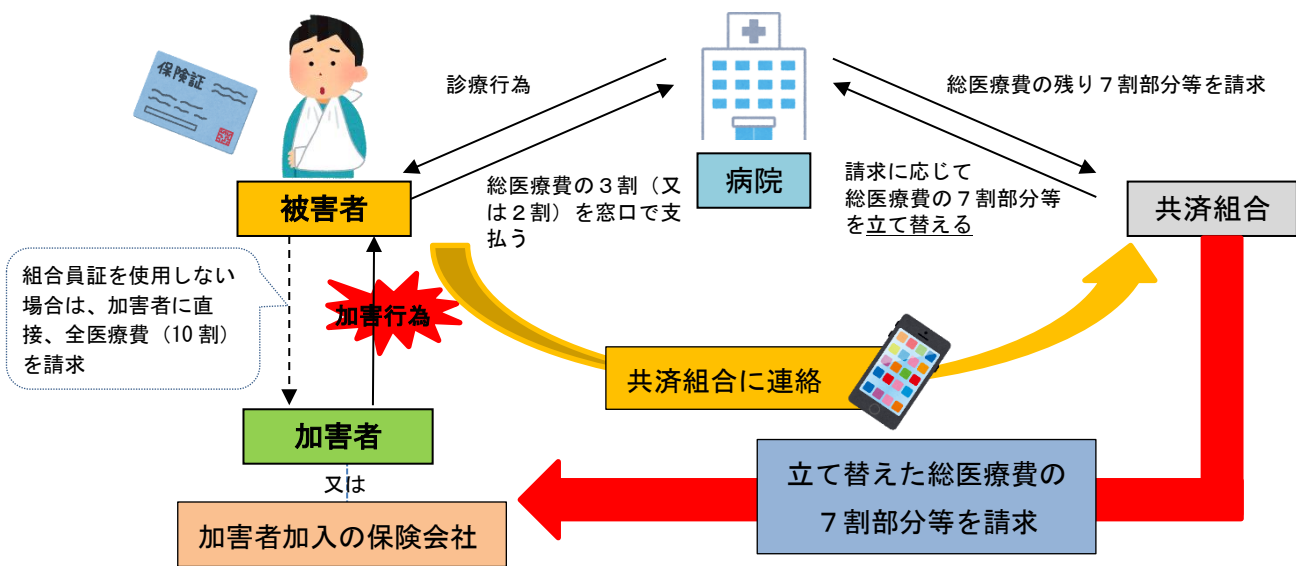


交通事故など（第三者加害行為）によってケガをしたときは？

交通事故などの第三者の行為によってケガをした場合、その医療費は原則として加害者が全額（10割）負担すべきです。しかし、すぐに加害者が負担できない場合は、組合員証を使用して医療機関を受診することが可能です（3割（又は2割）を窓口で負担）。この場合、残りの7割部分等は共済組合が立て替えることとなりますので、必ず共済組合に連絡してください。提出書類等を案内します。

※ 連絡がなくても、医療機関から届く診療報酬明細書（請求書）により共済組合が第三者加害行為を知った時点で、所属所へ確認を行い、書類を依頼します。



第三者加害行為の種類

第三者加害行為は、交通事故だけではなく、



交通事故以外にも組合員証を使用できない場合があるんだね！



第三者加害行為の示談について

示談で医療費の請求権の全部又は一部を放棄した場合、共済組合が立て替えた医療費（7割部分等）を加害者に請求できなくなることがあります。その場合は、組合員に請求することもありますので、示談する前に必ず共済組合に連絡してください。

交通事故などでケガをした際、共済組合に連絡せずに示談を進めると7割部分等の請求についてトラブルになりやすいよ。必ず連絡してね！



短期給付係
(082) 513-4957

育児休業手当金及び介護休業手当金の 給付日額上限額が変わりました

雇用保険法に定める賃金日額が変更されたことに伴い、地方公務員等共済組合法第70条の2及び第70条の3に規定する育児休業手当金及び介護休業手当金の給付日額の上限相当額が変更されました。



1 変更内容（給付日額の上限相当額）

(1) 育児休業手当金

	変更前の額	変更後の額
給付率 50%適用の場合	10,356 円	→ 10,520 円
給付率 67%適用の場合 ※育児休業開始から 180 日以内	13,878 円	→ 14,097 円

(2) 介護休業手当金

	変更前の額	変更後の額
給付率 67%適用	15,266 円	→ 15,513 円

2 適用時期

令和5年8月1日以降の期間について支給される育児休業手当金及び介護休業手当金に適用